

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		高齢受給者証の再交付
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第7条の4第4項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第7条の4</p> <p>4 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第7条第1項第2号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者の氏名及び生年月日</p> <p>(2) 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号</p> <p>(3) 再交付申請の理由</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和4年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間程度
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）